

## 深川市総合体育館使用料

			午前9時以前 1時間当たり	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時	午後9時以降 1時間当たり	全日 9時～21時		
専用使用	アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,100	3,300	4,400	5,610	1,870	11,880	
			入場料を徴収する場合	4,400	13,200	17,600	22,550	7,590	47,850	
		その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	8,800	26,400	35,200	45,100	15,070	95,700
				営利を目的とする場合	22,000	66,000	88,000	112,750	37,620	239,250
			入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	17,600	52,800	70,400	90,200	30,140	191,400
				営利を目的とする場合	44,000	132,000	176,000	225,500	75,240	478,500
	サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	440	1,320	1,760	2,200	770	4,730	
			入場料を徴収する場合	1,760	5,280	7,040	9,020	3,080	19,140	
		その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	3,520	10,560	14,080	18,040	6,050	38,280
				営利を目的とする場合	8,800	26,400	35,200	45,100	15,070	95,700
			入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	7,040	21,120	28,160	36,080	12,100	76,560
				営利を目的とする場合	17,600	52,800	70,400	90,200	30,140	191,400
柔道場・剣道場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	440	1,320	1,870	2,420	880	5,060		
		入場料を徴収する場合	1,870	5,500	7,700	9,900	3,300	20,350		
	その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	3,740	11,000	15,400	19,800	6,600	40,700	
			営利を目的とする場合	9,240	27,500	38,500	49,500	16,500	101,750	
		入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	7,370	22,000	30,800	39,600	13,200	81,400	
			営利を目的とする場合	18,370	55,000	77,000	99,000	33,000	203,500	
弓道場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	330	990	1,320	1,760	660	3,630		
		入場料を徴収する場合	1,430	4,070	5,390	7,040	2,420	14,850		
	その他の催し物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	2,750	8,140	10,890	14,080	4,730	29,700	
			営利を目的とする場合	6,820	20,350	27,170	35,200	11,770	74,250	
		入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	5,500	16,280	21,780	28,160	9,460	59,400	
			営利を目的とする場合	13,640	40,700	54,450	70,400	23,540	148,500	
会議室			231	693	935	1,199	407	2,552		
研修室			121	341	484	627	220	1,298		
個人使用	小・中学生		1回 50円	回数券 500円(12枚綴り)			トレーニング室・ランニングコースの使用料を含む			
	高校生		1回 100円	回数券 1,000円(12枚綴り)						
	大学生・一般		1回 150円	回数券 1,500円(12枚綴り)						

## 備考

- 専用使用とは、10人以上の構成員をもって使用する場合をいう。
- 午前と午後、又は午後と夜間を通じて使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に専用使用する場合の使用料は、当該使用料の2割増とする。
- メインアリーナ、又は柔道場・剣道場の使用面積が2分の1の場合は、当該使用料の2分の1の額とする。
- 専用使用の暖房料として、アマチュアスポーツに使用する場合は、当該使用料の2割増、その他の催物に使用する場合は、当該使用料の4割増とする。
- アマチュアスポーツ以外に使用する場合の会場管理及び清掃に要する経費等は、使用者の負担とする。
- 使用料の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 市内に居住する障がい者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)の使用は、無料とする。
- 市内の小学校・中学校に在学する児童・生徒の使用は、無料とする。